

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	
規則	ページ
高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1

規則	

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年7月18日
高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第90号の2
高知県事務処理規則の一部を改正する規則
高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
別表第3の3の(11)の表中36の項を37の項とし、35の項の次に次のように加える。

36 高知県健康増進法施行条例（平成15年高知県条例第38号）に関する事務	小規模給食施設の開始、休止若しくは廃止の届出又は給食施設の再開の届出の受理（高知県健康増進法施行条例第2条）									○		保健所長
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	------

附 則
この規則は、公布の日から施行する。